

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者 }
各指定障害者支援施設運営法人代表者 } 様

(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

食事提供体制加算の算定要件に係る義務化事項（令和6年10月）
開始に伴う体制等の確認について（依頼）

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、食事提供体制加算の算定要件が見直され、その要件の一部については、令和6年10月から義務化が開始されます。

つきましては、令和6年10月以降、食事提供体制加算を算定する場合には、下記の要件をすべて満たしていることが必要になりますので、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認する体制が整備されていることを確認願います。

体制を整備できない場合、食事提供体制加算を算定できませんので、令和6年10月1日付で食事提供体制加算を「なし」とする、体制等に関する届出書を提出してください。

記

1 食事提供体制加算の概要

食事提供体制加算については、令和6年3月31日までの経過措置とされていましたが、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に算定可能としたうえで、令和9年3月31日まで経過措置が延長されることとなりました。

各事業所等においては、要件をご確認のうえ、適切に運用していただきますようお願いいたします。詳細につきましては、厚生労働省ホームページより、報酬算定告示及び留意事項通知等をご確認ください。

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省ホームページ）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

<p>《食事提供体制加算の見直し》 通所系：30単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位/日。 〔令和6年4月1日以降〕 収入が一定の額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①～③のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ① <u>管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。</u> ② 利用者ごとの摂食量を記載していること。 ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること。</p>

① の要件について、令和6年10月から義務化されます。

2 体制等に関する届出書の様式について

食事提供体制加算の算定を「なし」に変更する事業所については下記書類を届出ください。

※加算区分に変更がない事業所については届出いただく必要はありません。

- ・体制様式（届出書）
- ・体制様式（総括表）

○岐阜県ホームページ

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 申請・様式集（障害者総合支援法関係）> 3. 介護給付費等算定に係る体制届様式

<URL> <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/578.html>

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	澤本
電話	058-272-1111 内 3492		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		